

こども園入園の申込について

【申込手続き】

入園申込みをされる場合は、施設型給付費支給認定申請書兼入所申込書に記入のうえ、必要書類を添えて、下記入園受付日以降に提出してください。申込書類は各認定こども園及び役場健康こども課にて配布しています。

【入園受付日時】

令和 9 年度 4 月 1 日入園希望の申込み受付は下記のとおり実施いたします。当日ご都合がつかない場合は、受付日以降に各認定こども園または役場健康こども課までご提出ください。（園児服の注文等がありますので、できるかぎり各認定こども園へ来園をお願いします。）

日時	令和 8 年 1 0 月 1 9 日（月）	午前 9 時～午後 1 時
場所	町内各認定こども園、役場健康こども課	

【入園の決定について】

入所申込書等の提出書類をもとに支給認定を行い、保育を必要とする事由等を総合的に判断し、入所の可否を決定します。定員を超える申込があった園については、就労状況等を勘案して保育の必要性の高い順に優先順位をつけて入園決定を行います。

【利用料】

子ども・子育て支援法の規定により、経費の一部を利用料として各ご家庭で負担していただきます。利用料は、保護者の市町村民税の額により決定されます（ただし、配当控除、住宅借入金控除、外国税額控除、寄付金控除等をする前の額）。

利用料 4～8 月分：令和 8 年度（令和 7 年中の所得に基づく）市町村民税額
利用料 9～3 月分：令和 9 年度（令和 8 年中の所得に基づく）市町村民税額

なお、年齢や「保育標準時間」と「保育短時間」の認定区分によって利用料が異なります。また、住民税の修正申告等により、階層に変更が生じた場合は、遡って利用料の変更を行います。

ひとり親世帯であっても、生計が同一と考えられる同居人（内縁の夫、妻等）がある場合、その方も扶養義務者とみなし、利用料算定に含めます。

利用料等の支払いは、口座振替が原則です。口座振替日は毎月末、ただし、12 月は 25 日（月末等が休日の場合は金融機関の翌営業日）に指定された口座から引き落としさせていただきます。口座に異動（解約、名義変更等）が生じた場合は、速やかに役場健康こども課に連絡してください。

【申込みに必要な書類】

申込みに際しては、以下の書類が入園希望児童 1 人につき各 1 部必要となります。

①施設型給付費等支給認定申請書兼入所申込書

②保育を必要とすることを証明する書類（詳しくは次ページ参照）

2・3 号認定希望者は父母それぞれ提出が必要です。1 号認定希望者の提出は任意です。

入園までに状況が変化した場合はその都度後提出ください。

③利用料算定用資料（該当者のみ、詳しくは次ページ参照）

④口座振替依頼書

利用料の口座振替ができる金融機関は、三菱東京UFJ 銀行、大垣共立銀行、十六銀行、岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、西美濃農業協同組合、ゆうちょ銀行の各本支店です。

12 月末までを目処に各金融機関へご提出ください。

＜保育を必要とすることを証明する書類＞

児童の保護者について、次のいずれかの書類の提出が必要となります。

区 分	(状態等)	提出書類
1. 就労	・ 勤めている方	・ 就労証明書（就労予定証明書） ※勤務先に勤務状況（予定）を記入し証明してもらおう。保護者は保護者欄（子どもの名前、生年月日、利用施設）を記入する。
	・ 自営業の方 （農業を含む）	・ 自営業等就労申立書 ・ 前年度の確定申告書または税務署提出の開業届（※開業した当年度に限る）または事業の運営状況が確認できる書類等の写し ・ 農業中心者は、農地面積がわかる書類 ・ 協力者は給料明細書及び勤務状況証明書
	・ 内職をしている方	・ 自営業等就労申立書 （委託者の証明が必要） ・ 直近１ヶ月分の支払明細書の写し
2. 妊娠・出産	※産前6週の月初日から、産後8週の月末まで 出産が予定日より前後した場合は認定期間が変更になることがあります。	
	出産予定の方	・ 母子手帳（表紙及び出産予定日部分）の写し
3. 病気等	保護者が病気療養中、または障がい者で働けない場合	・ 医師の診断書、または身体障害者手帳等の写し
4. 介護等	保護者が同居親族を介護、看護している場合	・ 介護証明書（民生委員の証明が必要） ・ 介護保険証の写し（要介護度５～１）、または身体障害者手帳等の写し
5. 災害復旧		・ り災証明書
6. 求職活動	（入園期間は３ヶ月）	・ ハローワーク受付票の写し ※就労証明書は、就職が決定次第提出、最長入園３か月目の１５日までに提出する。
7. 就学		・ 学生証の写し、または在学証明書（通学のみ対象）

※地区の民生委員が不明な場合は、役場健康こども課へお問い合わせください。

＜利用料算定用資料＞

施設型給付費等支給認定申請書兼入所申込書（裏面）にある、税情報等の提供について同意していただければ、提出は不要です。

ただし、基準日に輪之内町外に住んでいた方は、前住所地の市区町村にて発行される「市区町村民税所得課税証明書」の提出が必要となる場合があります。

基準日	提出書類	証明書取得先
令和8年 1月1日	令和8年度所得・課税（非課税）証明書 （令和9年度4月～8月分の利用料算定に使用します）	令和8年1月1日現在に住 民票があった市区町村
令和9年 1月1日	令和9年度所得・課税（非課税）証明書 （令和9年度9月～3月分の利用料算定に使用します）	令和9年1月1日現在に住 民票があった市区町村 ※発付時期（令和9年6月頃）は各自治体によって異なるため、詳しくは各自治体へお問い合わせください。